

**実施します！
サウンディング型市場調査**

総合政策課・☎②2271

✉sougou@city.ashikaga.lg.jp

民間事業者の皆さんから、跡地活用について、対話を通じて幅広く活用提案やご意見をお聞きします。

対象地

①御厨テニスコート(上渋垂町447番地1)

※4年3月廃止予定です。

②旧市民活動センター(大橋町一丁目2006番地3)

公簿地積

①計9983.31㎡

②計2016.11㎡



対象者 事業の実施主体として

利活用する意向がある団体など
※個人での申請はできません

現地見学会 3月16日(水)

対話期間 3月22日(火)～25日(金)

申込 3月11日(金)までに、エン

トリーシート、対話シートをE

メールで同課

※詳しい内容や申込書類については、市ホームページでご確認ください。

集まれ市民の力

市民活動支援補助金

市民生活課・☎②2154

対象事業 本市の行政課題や地域課題の解決に向けて、市民が

自発的に取り組む非営利の事業で、地域社会や市民生活の向上などに寄与し5年3月31日まで

に終了する事業

※原則、市内で行う事業が対象

対象団体 市民自らが企画し自

主的に活動に取り組んでおり、5人以上で組織され、事務所が市内にあり、定款や規約を有し、継続的に活動している団体

※そのほか条件があります。

補助額

事例から学ぶ！消費者トラブル

CASE 64 18歳から成年に！



民法改正で4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられると聞いた。成年になると、どのようなことができるようになるのか。



成年は『契約』について

自己判断や責任が求められます



成年になると両親などの法定代理人の同意なしに携帯電話や自動車の購入、アパートやクレジットカード、ローンの申し込みなどの『契約』や結婚ができるようになります。社会経験や契約に関する知識が乏しくても、お金や契約に関して自己判断や責任が求められるようになり、未成年者取消権は行使できなくなります。

なお、飲酒や喫煙、公営ギャンブルなどは従来どおり20歳からになります。



迷ったら、すぐ電話！

消費生活センター・☎③1211
平日午前9時～午後4時

▽市民活動育成支援資金(設立後

3年以内の団体が行う事業)

≪10万円以内、1団体1回限り

※若者支援コースは5万円以内。

▽市民活動推進支援資金(設立後

3年を超える団体が行う事業)

≪事業費の2分の1で50万円

以内、1事業1回限り

申込 4月1日(金)から5月2日

(日)までに申請書類(事業計画

書、収支予算書など)を持って

同課(本庁舎1階)

※選考委員会(5月下旬開催予

定)で申込団体のプレゼンテー

ションにより選考します。

※補助金を受けた団体は、活動

成果を報告していただきます。

※申請書類は同課または市民活動センターにあるほか、ホームページからも入手できます。

ご迷惑をおかけします

多々良沼のヨシ焼き

館林土木事務所

☎0276724355

多々良沼の自然再生や水質浄化などのためにヨシ焼きを行います。煙や灰などでご迷惑をおかけすることありますが、ご

※会場などにお越しの際は、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力ください。また、状況により延期や中止となる可能性があります。

市税 口座振替 キャンペーン



納税課・☎202124

4月1日(金)～9月30日(金)

期間中、新規に口座振替を申し込んだ方に、足利学校、栗田美術館、あしかがフラワーパークいずれか1カ所で使用できるペア入場券を差し上げます。

発行日
▽4年度評価証明書 4月から発行
▽4年度所得証明書(3年1月)

税証明などの発行

税

税務課・☎202122

理解ご協力をお願いします。
日時 3月16日(水)／午前9時～正午頃
※予備日は3月18日(金)です。
場所 邑楽町多々良沼公園北側
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため作業従事者以外の見学などはご遠慮ください。

固定資産税の縦覧

税務課・☎202123

所得証明：マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が記録されたもの)または住民基本台帳カード(多目的サービス利用登録されたもの)をお持ちの方は、全国の大手コンビニエンスストアでも取得できます。

期間 4月1日(金)～5月2日(月)／平日午前8時30分～午後5時15分
場所 同課(本庁舎2階)
持ち物 納税通知書(昨年のもので可)または本人確認できるもの(運転免許証など)
※4年度固定資産税の納税通知書、課税明細書は4月11日(月)に発送する予定です。
※納税者本人の同居親族または

から12月分) 6月から発行

発行場所 市民課(本庁舎1階)

・各公民館(織姫・助戸を除く)・行政サービスセンター(コムファースト・ショッピングセンター(アピタ足利店)2階)
※税務課では発行しておりませんのでご注意ください。
所得証明：マイナンバーカード

同意、委任を受けた方や納税管理人の方であれば本人と同等の取り扱いになります。

縦覧帳簿の縦覧

対象・内容

▽市内に土地を所有する納税者
▽所在、地番、地目、地積、価格を記載した土地価格等縦覧帳簿
▽市内に家屋を所有する納税者
▽所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年を記載した家屋価格等縦覧帳簿
※縦覧したい物件の町名、地番

を確認のうえ申請してください。
※縦覧は無料です。
※縦覧帳簿はコピーできません。

課税台帳の閲覧

対象

市内に土地、家屋、償却資産を所有する納税義務者
内容 本人が所有する物件の固定資産課税台帳
※閲覧期間中は無料ですが、期間を過ぎると有料(1時間200円)になります。
※借地、借家人の方も当該権利を有する部分に限り閲覧できます。

～おうち時間 家族で点検 火の始末～

春の火災予防運動

予防課
☎413198

3月1日(火)▶7日(月)

—3月1日(火)正午から15秒間サイレンを鳴らします—



住宅防火 10のポイント

いのちを守る

- 1 寝たばこはやめる
- 2 ストープは燃えやすいものから離して使う
- 3 こんろなどから離れるときは必ず火を消す
- 4 コンセントを清掃し、不要なプラグは抜く
- 5 安全装置付き機器を使う
- 6 必ず住宅用火災警報器を設置する
- 7 寝具や衣類、カーテンには防災品を
- 8 住宅用消火器を設置
- 9 高齢者などを守るため隣近所の協力体制を
- 10 避難経路・方法を確保



放火対策 7のポイント

家財を守る

- 1 ごみは収集日の朝に出す
- 2 家の周りに燃えやすいものを置かない
- 3 物置などには必ず鍵を
- 4 家の周りを明るくする
- 5 路上駐車をしない
- 6 洗濯物の取り込みを忘れない
- 7 隣近所とのあいさつを